

## 通関協議会（本関地区）

（令和2年9月開催関係）

令和2年9月開催の通関協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止となりましたが、当日、横浜税関から説明を予定しておりました議題の配布資料を掲載いたしますのでご活用願います。

### ○配布資料（議題）

1. オンラインによる会議・打合せ等の実施について（暫定運用）
2. 「令和2年7月豪雨」の被害に対応した輸出入通関手続について
3. 税関 HP 掲載情報紹介『原産地を偽った表示等』について

次回開催予定日 **令和2年10月7日（水）**

開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室

【新型コロナウイルス感染症の状況によっては、開催を中止する場合があります。】

当協会に関するご質問・通関協議会の議題等がありましたら、事務局あてご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: [bra\\_yokohama@kanzei.or.jp](mailto:bra_yokohama@kanzei.or.jp)

各 位

令和 2 年 9 月  
横浜税関業務部

## オンラインによる会議・打合せ等の実施について（暫定運用）

令和 2 年 8 月から、税関が利用するウェブ会議システムを用いて、民間事業者の皆様とオンラインによる会議・打合せ等を行うことが可能となりました。

オンラインによる税関との会議・打合せ等を希望される場合には、事前に会議・打合せ等を行う部門にご相談ください。

※ 条件によっては、ご希望に添えない場合もございます。

詳しくは、下記までお問合せください。

**【問い合わせ先】**

業務部管理課総括係

電話：045-212-6130

令和 2 年 9 月  
横浜税関業務部

関係者 各位

「令和 2 年 7 月豪雨」の被害に対応した輸出入通関手続について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

関税局・税関は、「令和 2 年 7 月豪雨」による被害に対応するため、相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定した地域における被災者につきましては、関税に関する法律に基づく申請等の期限の延長や手数料の免除等、被災者に対する救援物資の輸入手続きのほか、今般の災害により影響が出ている貨物に関連する税関手続について、迅速かつ柔軟な対応を行っております。

具体的な手続については税関ホームページをご確認いただき、ご不明な点がありましたら、下記問い合わせ先又は最寄りの税関官署にご相談ください。

(掲載) 税関ホームページ

<https://www.customs.go.jp/news/news/PAGE0000000000000176581.html>

**【問い合わせ先】**

○業務部通関総括第 1 部門

電話：045-212-6150

## 税関 HP 掲載情報紹介『原産地を偽った表示等』について

本年8月19日に外部向けの原産地表示関連情報として、標記情報を税関 HP に掲載いたしました。輸入者から相談があった場合や輸入者への説明の際にご活用ください。

### 【掲載場所】

税関 > ホーム > 輸出入手続 > 4. 注意事項 > 原産地を偽った表示等

(アドレス : <https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/origin/index.htm#>)

### 【掲載イメージ (詳細は別添をご確認ください)】



The screenshot shows the Japan Customs website interface. At the top, there is a navigation bar with the Japan Customs logo and the text '税関 Japan Customs'. Below the logo, there are links for 'ホーム', '海外旅行の手続き', '輸出入の手続き', '水際での取締り', '貿易統計', and 'カスタムズアンサー (FAQ)'. A secondary navigation bar lists various offices: '全国の税関', '函館', '東京', '横浜', '名古屋', '大阪', '神戸', '門司', '長崎', and '沖縄'. The main content area is titled '原産地を偽った表示等' (Origin Labeling). The text on the page explains that goods with false origin labeling are subject to regulations, and that the customs will notify the importer and may take action to correct the labeling. A sidebar on the right contains links for '財務省関税局・税関の組織', '財務省関税局・税関の紹介', '税関所在案内', and '所管の法人に関する情報'.

### 【別添資料】

現時点で掲載されている内容を別添にて紹介いたします。

別添 1\_税関 HP 掲載内容\_原産地を偽った表示等 (掲載イメージとなります。)

別添 2\_原産地表示に係る Q&A

別添 3\_原産地表示に係る具体例

ご不明な点は業務部通関総括第3部門 (TEL : 045-212-6153) までお願いいたします。

[ホーム](#)[海外旅行の手続き](#)[輸出入の手続き](#)[水際での取締り](#)[貿易統計](#)[カスタムスアンサー  
\(FAQ\)](#)[全国の税関](#)[函館](#)[東京](#)[横浜](#)[名古屋](#)[大阪](#)[神戸](#)[門司](#)[長崎](#)[沖縄](#)現在位置: [ホーム](#) > [輸出入手続](#) > [原産地を偽った表示等](#)

## 原産地を偽った表示等

### 原産地を偽った表示等がされている貨物についての規制の概要

原産地を偽った表示又は誤認を生じさせる表示がされている貨物があるときは、税関は輸入を許可せず、輸入申告者に直ちに通知し、期間を指定してその表示を抹消させ、若しくは訂正させ、又はその貨物を積戻しさせることとなっています。

この規定は、虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリード協定の趣旨に即応して設けられたものです。

#### [参考] 関税法(抜粋)

(原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入)

第71条 原産地について直接若しくは間接に偽った表示又は誤認を生じさせる表示がされている外国貨物については、輸入を許可しない。

2 税関長は、前項の外国貨物については、その原産地について偽った表示又は誤認を生じさせる表示がある旨を輸入申告をした者に、直ちに通知し、期間を指定して、その者の選択により、その表示を消させ、若しくは訂正させ、又は当該貨物を積みもどさせなければならない。

### 原産地表示に係るQ&A

- Q1: [原産地を偽った表示等がされている貨物は輸入できますか。](#)
- Q2: [「原産地」とはどこをいいますか。](#)
- Q3: [どこにある表示が規制対象となるのですか。](#)
- Q4: [どんな表示が「偽った表示」に該当しますか。](#)
- Q5: [どんな表示が「誤認を生じさせる表示」に該当しますか。](#)
- Q6: [「一般に貨物の原産地に所在しないと認められる会社の名称、又は一般に貨物の原産地のものでないと認められる商標その他の図柄が表示されているとき。」であっても「誤認を生じさせる表示」等として取り扱われない場合がありますか。](#)
- Q7: [その他、「誤認を生じさせる表示」に該当しない場合がありますか。](#)
- Q8: [輸入しようとする貨物に「偽った表示」又は「誤認を生じさせる表示」がなされている場合、どうすればよいですか。](#)

### 原産地表示に係る具体例

「誤認を生じさせる表示」に該当する事例及び「誤認を生じさせる表示」等として取扱われない事例については[こちら](#)

### 原産地の表示に関するご相談

原産地の表示に関するご相談は、輸入通関予定の各税関の原産地表示担当部門にご相談ください。

【各税関 お問い合わせ先(原産地表示担当部門)】

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関	0138-40-4256	hkd-shinsa@customs.go.jp
東京税関	03-3599-6338	tyo-gyomu-tsukansokatsu-4@customs.go.jp
横浜税関	045-212-6153	yok-gyomutuso@customs.go.jp
名古屋税関	052-654-4114	nagoya-gyomu-tsuso2@customs.go.jp
大阪税関	06-6576-3316	osaka-gyomu-sokatsu@customs.go.jp

[財務省関税局・税関の組織](#)[財務省関税局・税関の紹介](#)[税関所在案内](#)[所管の法人に関する情報](#)[施設等機関](#)[関税中央分析所](#)[税関研修所](#)[関税政策・税関行政](#)[所管法令等](#)[特殊関税](#)[審議会・研究会](#)[政策評価\(関税局・税関関連\)](#)[国際機関\(WTO・WCO\)](#)[地域協力\(APEC\)](#)[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)[税関手続き](#)[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)[各種様式及び記載要領](#)[その他](#)[情報公開・個人情報保護](#)[パブリックコメント](#)[調達情報](#)

神戸税関	078-333-3155	kobe-tsuso@customs.go.jp
門司税関	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関	095-828-0126	nagasaki-gyo-sokatsu@customs.go.jp
沖縄地区税関	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

[税関関係用語集](#)[よくある質問](#)[リンク](#)[お問合せ](#)

(注) 貨物の原産地認定に関するお問い合わせは、各税関の原産地調査官までお問合せ下さい。

[<各税関の原産地調査官への連絡先は、こちらをご参照ください。>](#)

## 税関のPR活動



税関Facebookページ



税関Twitter

[税関Twitterガイドライン](#)

税関チャンネル

YouTube

税関イメージキャラクター  
カスタム君[ページの先頭へ](#)[著作権等](#)[免責事項](#)[プライバシーポリシー](#)[ウェブアクセシビリティ方針](#)[よくある質問](#)[お問合せ](#)

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 (財務省関税局)

[▶ 財務省案内図](#)

Copyright(C) 財務省



ホーム

海外旅行の手続き

輸出入の手続き

水際での取組み

貿易統計

カスタムズアンサー  
(FAQ)

全国の税関

函館

東京

横浜

名古屋

大阪

神戸

門司

長崎

沖縄

現在位置: ホーム &gt; 輸入手続 &gt; 原産地を偽った表示等 &gt; 原産地表示に係るQ&amp;A

## 原産地表示に係るQ &amp; A

Q1: 原産地を偽った表示等がされている貨物は輸入できますか。

原産地について偽った表示又は誤認を生じさせる表示がされている外国貨物は、輸入が許可されません。

(関税法第71条)

[もどる](#)

Q2: 「原産地」とはどこをいいますか。

「原産地」とは、一般的には貨物が実際に生産・製造された国又は地域を指します。

[もどる](#)

Q3: どこにある表示が規制対象となるのですか。

偽った表示又は誤認を生じさせる表示が輸入貨物自体に直接的に表示されている場合や、輸入貨物の容器、包装等に間接的に表示されている場合に規制の対象となります。

[もどる](#)

Q4: どんな表示が「偽った表示」に該当しますか。

「偽った表示」とは、貨物に原産地以外の国又は地域において生産・製造されたことを示す表示をいいます。

例えば、「Made in ○○」、「Produced in ○○」、「Fabricated in ○○」のように、貨物の原産地でない国名等が貨物の原産地を表す文句とともに表示されている場合をいいます。

ただし、輸入貨物が部分品、容器、包装、ラベル等の場合で、当該部分品を材料として製造される物品、当該容器に入れられる物品、当該包装により包装される物品、当該ラベルが貼付される物品等の原産地が当該輸入貨物に表示され、その原産地が輸入貨物の原産地と異なるときは、輸入貨物の輸入者(輸入の委託者を含みます。)から必要に応じそのような用途に使用する旨の誓約書の提出によりその用途が確認されれば、「原産地を偽った表示」とは取り扱いません。

[もどる](#)

Q5: どんな表示が「誤認を生じさせる表示」に該当しますか。

「誤認を生じさせる表示」とは、虚偽の原産地が必ずしも明白に表示されているわけではありませんが、一般的、客観的に見て、原産地の誤認を生じさせるような表示をいいます。

以下のいずれかの場合、原則として「誤認を生じさせる表示」となります。

1. 原産地以外の国、地域及び都市名等の名称(以下、単に「国名等」といいます。)

- ① 単に原産地以外の国名等が表示されているとき。
- ② 原産地以外の国名等をその一部として用いた商標等が表示されているとき。  
※ ㊦については、当該表示が商標の場合、その商標が真正なものであり、日本において著名であるときは、除外される場合があります。
- ③ 貨物の原産地以外の国名等が、「Imported from ○○」、「Licensed by ○○」のように貨物の輸出国を示す字句等、原産地を示すものと誤認される字句とともに表示されているとき。
- ④ 貨物の原産地以外の国名等が貨物の製造に使用された原材料の原産地として表示されているとき。  
例えば、原産地以外の国名等が「Yarn」、「Material」、「Fabric」等の字句の後に「Made in ○○」のように表示されている場合をいいます。

2. 会社名又は商標その他の図柄等

- ① 貨物の原産地以外の国の国旗若しくはその図案又はそのような国旗若しくはその図案を用いた商標その他の図柄が表示されているとき

[財務省関税局・税関の組織](#)[財務省関税局・税関の紹介](#)[税関所在案内](#)[所管の法人に関する情報](#)[施設等機関](#)[関税中央分析所](#)[税関研修所](#)[関税政策・税関行政](#)[所管法令等](#)[特殊関税](#)[審議会・研究会](#)[政策評価\(関税局・税関関連\)](#)[国際機関\(WTO・WCO\)](#)[地域協力\(APEC\)](#)[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)[税関手続き](#)[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)[各種様式及び記載要領](#)[その他](#)[情報公開・個人情報保護](#)[パブリックコメント](#)[調達情報](#)

- ② 一般に貨物の原産地に所在しないと認められる会社の名称、又は一般に貨物の原産地のものではないと認められる商標その他の図柄が表示されているとき。
- ③ 輸入貨物の原産地以外の特定の国等の特産品であると一般的に認められている貨物の名称が表示されているとき。  
例えば、本邦以外の国等を原産地とする絹織物に「大島紬」等の表示がされている場合をいいます。

[もどる](#)

Q6:「一般に貨物の原産地に所在しないと認められる会社の名称、又は一般に貨物の原産地のものではないと認められる商標その他の図柄が表示されているとき。」であっても「誤認を生じさせる表示」等として取り扱われない場合がありますか。

以下のいずれかに該当する場合は、「誤認を生じさせる表示」として取り扱われません。

1. 原産地の誤認を生じさせる表示以外に真正な原産地を表わす明確な表示があり、その大きさ、表示場所等が原産地の誤認を生じさせる表示の大きさ、表示場所等と比べ妥当であると認められるとき。
2. 輸入貨物に日本の輸入発売元である者の名称又は商標等が表示されている場合であって、当該表示が輸入発売元の表示であることが明確にされているとき。
3. 輸入貨物が、その輸入者（輸入の委託者を含みます。）が社用又は宣伝用として使用するために外国のメーカーに注文した物品であって、当該輸入者の名称、商標等が表示されているとき（例えば、輸入者である日本のホテルがその宿泊客に提供するタオルを外国のメーカーに注文した場合であって、当該輸入タオルにそのホテルの名称が表示されているとき。）。

[もどる](#)

Q7: その他、「誤認を生じさせる表示」に該当しない場合がありますか。

以下の1～4のいずれかに該当する表示は、原則として、「誤認を生じさせる表示」には該当しないものとして取り扱われます。

1. 貨物の原産地以外の国名等の表示が、貨物の流行、型又は品質、性能等を表現するような字句と併記されている場合で、当該字句が明確に表示されているとき。  
例えば、「Fashion in ○○」、「Mode in ○○」、「○○Style」、「○○Patent NO…」のように表示されている場合をいいます。
2. 貨物の原産地以外の国の著名な風景等が表示されているとき。
3. 貨物の原産地以外の国の文字を使用した説明文又は広告文等が表示されているとき。
4. 「JIS」マーク、「JAS」マーク、「家庭用品品質表示法」に基づく家庭用品の品質に関する表示、あるいは、業界の自主規制に基づく品質、規格等に関する表示（例えば、「ST」マーク（日本玩具協会の玩具安全マーク））が表示されているとき。

ただし、一般に貨物の原産地に所在しないと認められる会社の名称、又は一般に貨物の原産地のものではないと認められる商標その他の図柄が表示されている場合は「誤認を生じさせる表示」に該当します。

例えば、家庭用品品質表示法に基づく表示者（日本の法人名）が表示されている場合をいいます。

[もどる](#)

Q8: 輸入しようとする貨物に「偽った表示」又は「誤認を生じさせる表示」がなされている場合、どうすればよいですか。

「偽った表示」又は「誤認を生じさせる表示」に該当する表示が付された貨物については、「偽った表示」又は「誤認を生じさせる表示」の抹消若しくは訂正又は積戻しのいずれかの処置を行うこととなります。

なお、「偽った表示」又は「誤認を生じさせる表示」の抹消又は訂正は、貨物の輸入後容易に再訂正される等単に通関のための措置は認められません。

[もどる](#)[税関関係用語集](#)[よくある質問](#)[リンク](#)[お問合せ](#)

税関のPR活動

[税関Facebookページ](#)[税関Twitter](#)[税関Twitterガイドライン](#)[税関チャンネル](#) [税関イメージキャラクター  
カスタム君](#)[ページの先頭へ](#)[著作権等](#)[免責事項](#)[プライバシーポリシー](#)[ウェブアクセシビリティ方針](#)[よくある質問](#)[お問合せ](#)〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1（財務省関税局） [▶ 財務省案内図](#)

Copyright(C) 財務省

[ホーム](#)[海外旅行の手続き](#)[輸出入の手続き](#)[水際での取扱い](#)[貿易統計](#)[カスタムスアンサー  
\(FAQ\)](#)[全国の税関](#)[函館](#)[東京](#)[横浜](#)[名古屋](#)[大阪](#)[神戸](#)[門司](#)[長崎](#)[沖縄](#)現在位置: [ホーム](#) > [輸出入手続](#) > [事例一覧](#)

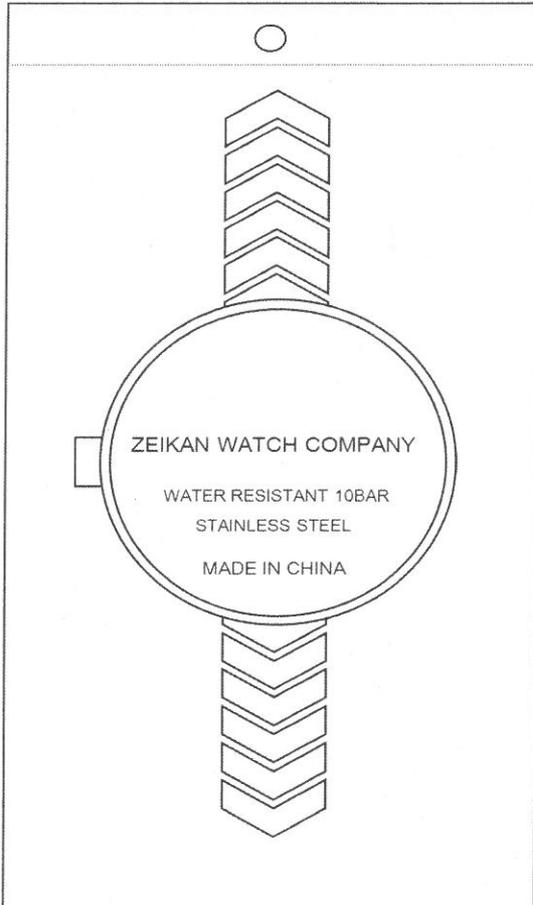
## 事例一覧

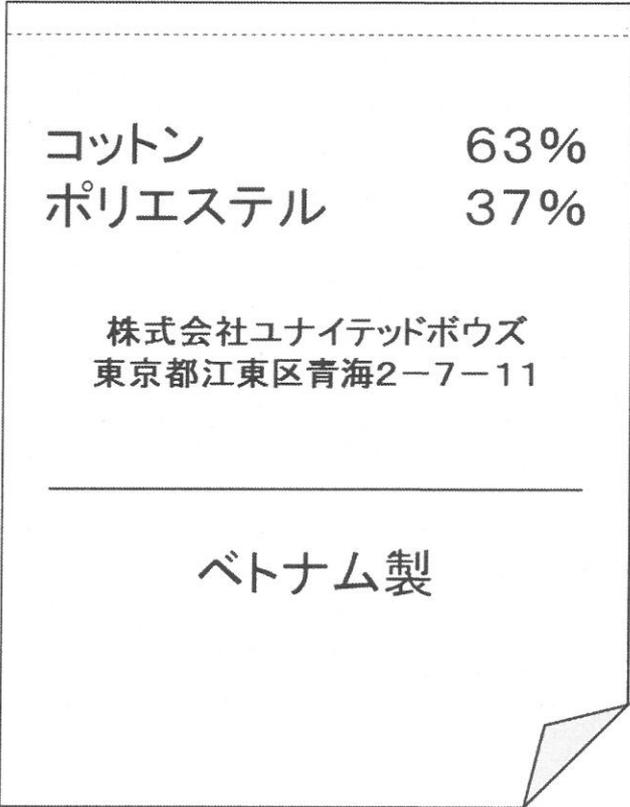
どのような表示が「誤認を生じさせる表示」等に該当するか、どのような表示が「誤認を生じさせる表示」等に該当しないと判断されるかについては、「原産地表示に係るQ&A」のQ5からQ7に掲載しておりますが、次に典型的な事例を掲載いたします。

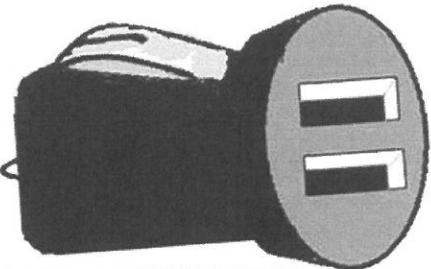
### 【事例一覧】

	貨物	標章	判定
1	腕時計	文字盤の裏側に日本国内の会社名及び「MADE IN CHINA」が刻印されたもの。	原産地を誤認させる表示には該当しない。
2	Tシャツ	タグに日本国内の会社名、住所及び「ベトナム製」と記載されたもの。	原産地を誤認させる表示には該当しない。
3	カーチャージャー (車載用USB充電器)	日本国内の会社名、住所及び電話番号が記載されているものの、原産地の表示がないもの。	原産地を誤認させる表示には該当する。

[財務省関税局・税関の組織](#)[財務省関税局・税関の紹介](#)[税関所在案内](#)[所管の法人に関する情報](#)[施設等機関](#)[関税中央分析所](#)[税関研修所](#)[関税政策・税関行政](#)[所管法令等](#)[特殊関税](#)[審議会・研究会](#)[政策評価\(関税局・税関関連\)](#)[国際機関\(WTO・WCO\)](#)[地域協力\(APEC\)](#)[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)[税関手続き](#)[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)[各種様式及び記載要領](#)[その他](#)[情報公開・個人情報保護](#)[パブリックコメント](#)[調達情報](#)

<p>貨物</p>	<p>腕時計</p>
<p>概要</p>	<p>中国で製造された腕時計の文字盤の裏側に、中国には存在しない日本の会社「ZEIKAN WATCH COMPANY」の社名及び中国製である旨の「MADE IN CHINA」が刻印されている。          なお、本品は、提示の状態で小売販売される予定である。</p>
<p>判定</p>	<p>原産地を誤認させる表示には該当しない。</p>
<p>誤認表示に該当しないと判断される理由</p>	<p>時計には、日本国内に所在する会社名が記載されており、これは「貨物の原産地に所在しないと認められる会社の名称」に該当するが、時計が中国製であることが明確に表示されていることから、原産地誤認を生ずる表示には該当しない。</p>
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>透明プラスチック袋に個包装</p> </div> </div>	
<p>通達該当箇所</p>	<p>関税法基本通達 71-3-3(1)ただし書き</p>

貨物	Tシャツ
概要	<p>ベトナムで製造されたTシャツの裾部分内側に、下記の表示がなされたタグが縫い付けられている。</p> <p>タグには、ベトナムには存在しない日本の会社名「株式会社ユニテッドボウズ」及び国内の住所並びにベトナム製であることが記載されている。</p>
判定	原産地を誤認させる表示には該当しない。
誤認表示に該当しないと判断される理由	<p>タグには、日本の会社名及び国内の住所が記載されており、これらは「貨物の原産地に所在しないと認められる会社の名称及び国名等」に該当するが、Tシャツがベトナム製であることが明記されており、原産地を誤認させる表示には該当しない。</p>
 <p>コットン 63%</p> <p>ポリエステル 37%</p> <p>株式会社ユニテッドボウズ 東京都江東区青海2-7-11</p> <hr/> <p>ベトナム製</p>	
通達該当箇所	関税法基本通達 71-3-3(1)ただし書き

貨物	カーチャージャー(車載用 USB 充電器)
概要	<p>輸入貨物の原産地は A 国である。</p> <p>当該貨物には、A 国には存在しない日本の会社「日本〇〇AUTO」の社名、住所及び電話番号が記載されている。</p> <p>しかし、当該貨物の原産地は表示されておらず、どの国で製造されているか需要者(購入者)にとって、不明である。</p> <p>なお、当該貨物は国内のカー用品専門店にて、提示の状態で小売販売される予定である。</p>
判定	原産地を誤認させる表示に該当する。
誤認表示に該当すると判断される理由	<p>A 国が原産地である旨の表示はされていない。</p> <p>輸入貨物の原産地に所在しないと認められる日本国内の会社の名称等が表示されている。以下の表示例では、「日本〇〇AUTO」は「輸入販売元」であることが明確に表示されておらず、原産地の誤認を生じさせる表示に該当する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">  <h2 style="margin: 0;">カーチャージャー</h2> <p style="margin: 5px 0;">販売元：株式会社日本〇〇AUTO</p> <p style="margin: 5px 0;">住所：東京都◇◇区●●●●●●</p> <p style="margin: 5px 0;">電話番号：0857-xx-△△△△</p>  </div>	
通達該当箇所	関税法基本通達 71-3-3(1)口(口)